

コロナに負けない、体づくり、生活づくり！

～「体育」に関する通知等まとめ～

1 地域の感染状況の把握

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

令和2年5月22日付〔文部科学省〕学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)より

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動 で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、 教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔をとること	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

2 年間計画の見直し

令和2年5月21日付〔文部科学省〕新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について(5月21日時点)より

- (1)体育科、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動」、各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」に関しては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにする。
- (2)感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じる。
- (3)体育・保健体育の学習指導要領解説「運動・技能」の内容における指導可能な運動については、次の対応例などを参考にすること。

令和2年5月19日付〔京都府教育庁指導部(府立学校長宛)〕新型コロナウイルス感染症感染防止に係る 体育・保健体育授業 及び運動部活動の留意事項についてより

<対応例>

ア 【体づくり運動系・体づくり運動領域】

次の中から、個人で行える運動(遊び)を選択し、間隔を取って行う。なお、用具は共有しないことが望ましい。

- ①【体ほぐしの運動(遊び)】
 - ・用具などを用いた運動(遊び)
 - ・リズムに乗って、心が弾むような動作で行う運動(遊び)
- ②【多様な動きをつくる運動(遊び)/体の動きを高める運動/体力を高める運動】
 - ・体のバランスをとる運動(遊び)/体の柔らかさを高めるための運動
 - ・体を移動する運動(遊び)/用具を操作する運動(遊び)/巧みな動きを高めるための運動
 - ・動きを持続する能力を高めるための運動
 - ・これらの基本的な動きを組み合わせる運動

イ 【器械運動系・器械運動領域】

鉄棒・マットなど固定施設や器械・器具を共有する内容については、単元配列を工夫するなど、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えて取扱うことが望ましい。

ウ 【陸上運動系・陸上競技領域】

間隔を取って行えば、短距離走・長距離走及びハードル走などの走運動(遊び)、走り幅跳び及び三段跳びなどの跳運動(遊び)は可能である。

リレーについては、一定のラインまで前走者が来たら次走者がスタートするなど、バトンを使用しない工夫も可能である。

エ 【水泳運動系・水泳領域】

学校環境衛生基準に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合は、水中感染のリスクは低いと指摘されており、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなどの対策（プール内外で間隔は2 m以上を保つ、バディシステムは距離を確保して同時に挙手や名簿を用いた点呼を併用など）を講じることを前提として実施することは差し支えない。なお、実施しない場合であっても、水泳の事故防止に関する心得[5(イ)参照]については、必ず取り上げること。

オ 【ボール運動系・球技領域】

間隔を取って行えば、ドリブル、シュート、サービスなどのボール操作等については可能であるが、用具を共有しないことが望ましい。

ゲームを展開することについては、単元配列を工夫するなど、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えて取扱うことが望ましい。

カ 【武道領域】

柔道については、接触及び畳を共有するため、単元配列を工夫するなど、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えて取扱うことが望ましい。

剣道については、体さばきや素振りなど基本動作等については可能であるが、その際は用具を共有しないことが望ましい。

なお、空手道の個人演武など、その他の武道を取り入れることも可能である。

キ 【表現運動系・ダンス領域】

間隔を取って、個人で踊ることができる内容であれば可能である。

3 マスクの扱い

令和2年5月21日付【スポーツ庁】
「学校の体育の授業におけるマスク
着用の必要性について」より

・運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されているため、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要である。

・体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保する。

・ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。

・軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。

・使用するマスクは、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。

・マスクの着用時には、例えば、呼吸が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。

・授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導する。

※気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導する。

・教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する

※自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上を確保する。

4 授業に関する留意点及び対応例

- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
- ・学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせる。
- ・運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。
- ・可能な限り授業を屋外で実施し、熱中症にも注意する。

児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い運動は避ける。

- ・安全な実施が困難である場合は、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避け、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置を実施する。
- ・用具を使用する前の消毒や授業の前後の手洗いを徹底する。
- ・児童生徒が密集して集合・整列する場面を避ける。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- ・児童生徒間の距離を2m以上確保する。
- ・教員と児童生徒の間にも十分な距離を取り、電子ホイッスルでの合図、拡声器での指示、ホワイトボードや電子黒板等での板書・掲示による説明などに努める。

5 水泳について

(1) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

令和2年5月22日付〔スポーツ庁・文部科学省〕今年度における学校の水泳授業の取扱いについてより

学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されている。一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要がある。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えない。なお、このような対策を講じることが困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控える。

ア 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理する。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理する。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行う。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡(令和2年5月22日付〔スポーツ庁・文部科学省〕今年度における学校の水泳授業の取扱いについて)に基づく適切な管理を徹底する。

イ 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導する。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導する。

ウ 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにする。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避ける。

- エ 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避ける。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行う。
- オ 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用する。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をする。
- カ 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめる。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導する。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底する。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。
- キ 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導する。
- ク 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図る。

(2)水泳の事故防止に関する心得

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育編より

小学校	水遊びの心得 (第1学年及び第2学年)	準備運動や整理運動をしっかり行う、丁寧にシャワーを浴びる、プールサイドは走らない、プールに飛び込まない、友達とぶつからないように動くなどの水遊びの心得を守ること。また、水遊びをする前には、体(爪、耳、鼻、頭髮等)を清潔にしておくこと。
	水泳運動の心得 (第3学年及び第4学年)	準備運動や整理運動を正しく行う、バディで互いを確認しながら活動する、シャワーを浴びてからゆっくりと水の中に入る、プールに飛び込まないなど。
	水泳運動の心得 (第5学年及び第6学年)	プールの底・水面などに危険物がないかを確認したり、自己の体の調子を確認してから泳いだり、仲間の体の調子にも気を付けるなど。
中学校	水泳の事故防止に関する心得 (第1学年及び第2学年)	体の調子を確認してから泳ぐ、プールなど水泳場での注意事項を守って泳ぐ、水深が浅い場所での飛び込みは行わないなど。
	水泳の事故防止に関する心得 (第3学年)	自己の体力や技能の程度に応じて泳ぐ、無理な潜水は意識障害の危険があるため行わない、溺れている人を見つけたときの対処としての救助の仕方と留意点を確認するなど。

6 体力調査等について

	名前	対象等	対応
1	令和2年度 <u>全国</u> 体力・運動能力、運動習慣等調査	全小5・中2	令和2年4月21日【中止】
2	令和2年度体力・運動能力調査(全国)	対象となる教育局から小・中各1校	令和2年5月15日【希望制】 →京都府は【実施しない】
3	令和2年度 <u>京都府</u> 児童生徒の健康診断及び新体力テスト結果の調査	全学年数名ずつ	令和2年5月20日 【体力調査中止】【健康調査延期】

※各調査は中止となるが、「各学校における新体力テスト等の実施を否定するものではない」との文言があるため、各学校で新体力テストを実施することは可能。

7 運動会等について

問48 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 運動会等の実施に当たっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。